



厚生労働省

東京労働局発表

平成26年2月18日

担	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 相内 勝昭 需給調整事業第二課長補佐 伊藤 慎吾
当	主任需給調整指導官 佐藤 千恵子 電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

有料の求職者情報売り込む 会社にご注意ください

東京労働局（局長：伊岐 典子）に対して、以下のような苦情が多数寄せられています。警視庁とも連携して対応しておりますので、同様の情報がある場合には東京労働局需給調整事業部需給調整事業第2課（03-3452-1474）あて情報提供をお願いいたします。

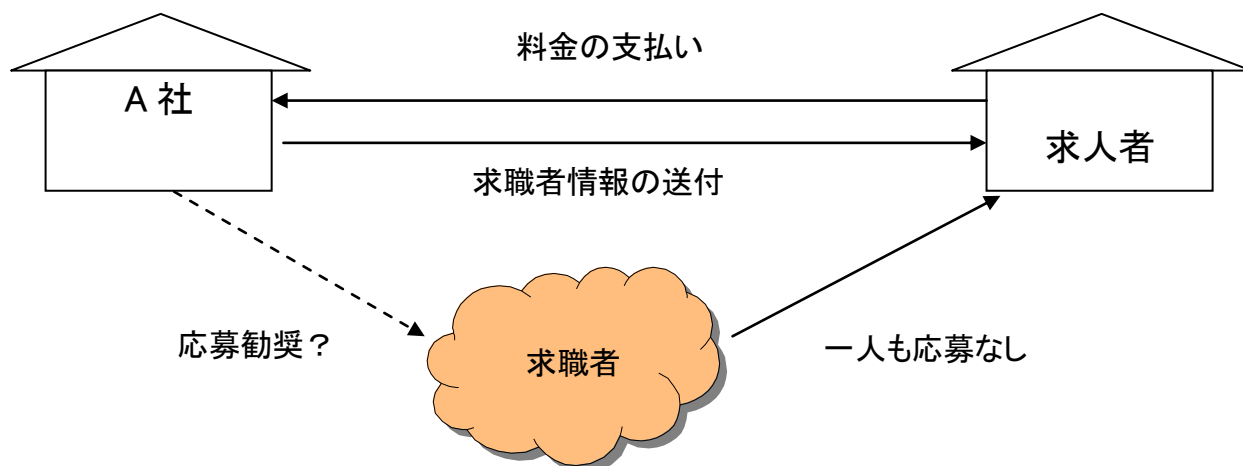
<寄せられた苦情の一例>

- (1) 「人事・経営の総合コンサルティング」と称する会社（A社）から、看護師や介護福祉士、建設作業員などの仕事を探している求職者の情報を3か月間提供するとともに、求人者に代わって求職者に応募勧奨を行うことを内容とする売り込みがあった。人手不足でもあり、料金を支払って契約した。
- (2) その後、A社からは定期的に求職者の情報が送付されてくるが、A社の求職者からは応募の意思がないとの葉書が数枚届いただけであった。また、一人も応募してくる者はいなかった。
- (3) A社は偽の情報を提供し、求職者から届いた葉書もA社が投函したのではないかと疑われる。求職者の連絡先が分からないので、確認も出来ない。

* 厚生労働大臣から有料職業紹介の許可を受けた事業者であれば、あらかじめ届け出た手数料の範囲内で、求職者の情報を有料で売り込むことは、職業安定法違反とはなりません。求人会社にとって、求職者情報の真偽を確認することは困難です。同様の情報や、上記の例と同じような売り込みを受けた、同じような話を聞いたといった情報がありました。

ら東京労働局需給調整事業部需給調整事業第2課にご相談ください。

【概要図】



【参考 関係条文～職業安定法から抜粋】

(1) 職業紹介の定義

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人と求職者との間における雇用関係の成立をみつせんすることをいう。

(2) 職業紹介の手数料

(手数料)

第三十二条の三 第三十条第一項の許可を受けた者（以下「有料職業紹介事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

- 一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合
- 二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）に基づき手数料を徴収する場合